

内閣官房副長官補（外政）

外務省 国際協力局長

財務省 国際局長

経済産業省 貿易経済協力局長

国土交通省 国際統括官

日本機械輸出組合

理事長 宮原賢次

**「我が国のインフラシステム輸出拡大を支援する国際協力機構(JICA)
による公的金融機能の活用強化に向けての要望」について**

日本機械輸出組合では、我が国プラント輸出関連企業で構成するプラント輸出総合対策委員会（委員長：(株)日立製作所 菊地達朗、副委員長：住友商事(株) 松井清）を中心に、我が国のインフラシステム輸出の拡大に向けての問題点、課題等の検討を行い、必要に応じて政府等に意見・提言を行っています。具体的には国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)等による公的支援制度の改善に関する提言等を通じ、トップセールス、官民連携等の推進、案件受注への取組み強化等の問題点の解決等を図り、我が国の機械輸出業界世界のインフラシステム市場において我が国の優れた技術を生かし、グローバルな競争で諸外国企業との競争に勝ち抜くよう努めています。

このような状況の下、当組合では、プラント輸出総合対策委員会において、組合員の総意として、標題を別添の通り取りまとめました。政府におかれましては、本提言を何卒実現して頂きますとともに、引き続きご支援、ご指導を頂きたく、宜しくお願い申し上げます。

我が国のインフラシステム輸出拡大を支援する国際協力機構(JICA) による公的金融機能の活用強化に向けての要望

平成27年12月
日本機械輸出組合
プラント輸出総合対策委員会

世界のインフラ需要は新興国を中心に引き続き拡大しており、ADB資料ではアジア地域に限っても2010年から2020年の間で8兆ドル規模とされ、今後も更なる拡大が予測されている。このように拡大する各国のインフラ需要に対して、我が国政府として先進各国をリードした形で、途上国に対する積極的な貢献を果たすため、昨年2月には、12年ぶりに「開発協力大綱」を改訂し、「国益の確保に貢献する戦略的な開発協力の実施、官民連携等の強化を中心とする開発協力」等を提言している。

具体的な政策では、政府は5月に「アジアの未来」会合で、安倍総理より「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、さらなるアジアインフラ需要への「質の高いインフラ投資」提供のコミットメントを表明した。

さらに政府は、11月21日に安倍首相の”アセアンビジネス投資サミット”において発表した「”質の高いインフラパートナーシップ”のフォローアップ」で、円借款や海外投資融資関係手続の迅速化推進、国際機関との連携、相手国の状況や事業の性格に応じたリスクマネーの供給、質の高いインフラのグローバル展開等、を今後さらに図ることを表明した。

なお、「”質の高いインフラパートナーシップ”のフォローアップ」はこれまでの制度を抜本的に改革したもので、当組合としてもこのたびの政府の取組みを高く評価するが、同時に、新制度の迅速な実行と目指す成果の実現を要望する。

このような中、当組合は一昨年10月のベトナム、インドネシアに続き、本年8月に、ミャンマー、バングラデシュにおいて、円借款等による開発途上国支援を担当する国際協力機構(JICA)と現地プラント営業担当者との間で、現地の実態に対応した我が国制度の改善に向けた意見交換会を開催したが、当該結果、産業界が抱える課題、問題等を踏まえ、政府の提唱する「2020年のインフラシステム輸出30兆円受注」目標を達成するために最も重要とされるJICAによる公的金融機能の改善、抜本的見直し等について、11月21日に安倍首相から発表された政府の”質の高いインフラパートナーシップ”のフォローアップも認識の上、以下の通り要望する。

1. 本邦技術が活用される円借款案件形成に向けて相手国への働きかけ

1) 案件形成のため政府から相手国政府への積極的な働きかけ

開発途上国は国としての急速な発展段階にあり、電力分野を始めとして良好なインフラ整備が欠かせない。他方、これらの国はできるだけ国の債務を増やしたくない意向が強い。そのような中、民間より具体的案件の提案を図るものの、優秀な本邦技術を生かした案件

形成で当該国の経済発展に寄与する提案、説得を政府（JICA、現地大使館、政府各省）にお願いしたい。

2) 地方のインフラ事業開発提案に対する我が国政府の支援

開発途上国では首都だけでなく、地方のインフラ整備（発電所、空港、地方の水案件など）は大きな需要がある。相手国の具体的なニーズに見合った形で官民が一緒になった事業開発提案をお願いしたい。

3) 新制度「事業・運営権対応型円借款」の活用促進

開発途上国において官民連携（PPP）型の公共事業が以前にも増して推進されており、施設建設から運営維持管理まで民間企業が関与する形で包括的に実施する事業形態が増加している。このような事業において作ったものを日本企業が事業運営を担い、日本の技術や知見を活かして、開発途上国の PPP インフラ事業に我が国が相手国の発展に継続的に貢献し、我が国の日本のプレゼンスを高めるべきである。

政府は「“質の高いインフラパートナーシップ” のフォローアップ（平成 27 年 11 月）」で、本邦企業が事業・運営権を獲得した、又は獲得を検討している事業に対し、一定の要件が確認される場合に、政府による関心表明（プレ・プレッジ）や JICA による LOI の発出等を行う「事業・運営権対応型円借款」を創設する、と発表した。是非、本邦企業による発展途上国における事業運営を支援する本円借款新制度の活用促進をお願いしたい。

2. PPP インフラ支援に資する円借款新手法による包括的支援

1) Viability Gap Funding (VGF) 円借款の適用の推進

水分野などでオペレーションを行う地方政府にとって借款の返済は困難と判断するような場合、相手国が補助金制度を導入するなどして、VGF の活用促進をお願いしたい。

2) Equity Back Finance (EBF) 円借款の適用の推進

電力事業、外国直接投資促進事業（日本専用経済特区の開発）等の案件では、相手国の出資分の資金手当が不足する場合に、出資金の原資を支援する EBF 円借款適用の推進をお願いしたい。

3) PPP インフラ信用補完スタンドバイ借款の適用の推進

電力 IPP 案件で、オフテーカーからの支払いが遅延する問題が発生する場合、保証、流動性補完を行うことにより、デベロッパー側への電力料金の支払いが滞るのを防ぐ効果があるので、本制度の適用をお願いしたい。

3. 海外投融資制度の改善

円建てでの融資の場合、借入人が為替リスクを負うことになる為、できるだけ現地通貨、もしくはドル建てでの融資をお願いしたい。現地通貨建てもしくはドル建て融資の場合は仕上りの金利が相手国にとってより有利なレートにすべく、官民が継続的に協力し合い、使い勝手の良い制度の形成をお願いしたい。

4. 円借款プロジェクトにおける日本勢受注率向上

1) 質の高いインフラ投資のため、ライフサイクルコスト(LCC)評価方式を入札に導入

本評価方式では、例えば下水道案件の場合で、単に表面価格の比較ではなく、電力費、薬品費、人件費等の O&M コスト、スペアパーツ等の長期供給可能性等、LCC 方式の評価が重点配分されることで日本製品の性能を正しく評価することができる。他方、LCC 方式の場合、ランニングコストの算出にあたっての条件明示および応札金額の評価が発注者によって適切に行われようにする必要がある。適切な専門知識・技術や経験が乏しい応札者が、実現性の無いプロポーザルを提出することで裨益することがないように、設計、入札図書準備段階を含めた LCC での評価が的確に行われるよう、育成、指導などに留意すべきである。

また、LCC 計算式や各種パラメーターを決定する際には、特に LCC 評価期間が長い場合や物価上昇率の高い国の場合は、当該国における将来の物価や賃金の上昇、金利の長期的な変動も考慮に含めて検討することをお願いしたい。

本評価方式導入により優秀な技術を持つ本邦企業の受注率向上につながることを期待できるので重ねて検討をお願いしたい。

2) 質の高いインフラ技術を定量的に示して相手国を説得

相手国政府に対しては総論的説明ではなく、分野別のベストプラクティスを個別案件のケーススタディとして説明するなどの働きかけをお願いしたい。定量的な LCC 評価については、運転実績、データなど具体的数値での評価が出来ていない状況にあるが、JICA が実施した LCC 方式の入札評価案件の O&M コストを現地機関に提供してもらうなど、実績データの収集をお願いしたい。分野別に定量的なデータをつけてベストプラクティスを紹介することが相手国に対しての説得力をもつので、是非検討をお願いしたい。

3) 案件形成段階（協力準備調査、詳細設計（D/D）等）でのコンサルタントの活用強化

日本のコンサルタントには、本邦企業の技術優位性を理解し、設計段階で、案件に含まれる主要な設備が本邦企業の技術が反映された仕様にするなど、日本勢の受注率向上に繋げる役割が期待されており、JICA にはコンサルタントの活用強化を是非お願いしたい。また、コンサルタントには案件の事業コストに関する情報をできるだけ的確に把握した上でコスト推算、入札書類作成を行う役割をより果たして頂きたい。コンサルタントとメーカ

一あるいはゼネコンとの間で技術情報やデータなどの情報の共有を行い案件形成に繋げることが重要である。JICAには、例えばコンサルタントへの業務指示書でメーカー等とコンサルタントとの間の技術情報等の情報交流の場を持つことを指示するなどの働きかけをすることをお願いしたい。

4) 連携 D/D の適用の拡大

連携 D/D の適用を拡大し、円借款案件における D/D 作業に対して JICA がより関与することで、F/S から D/D までを同じコンサルタントが行うことで、円借款の迅速化を図るとともに、案件が本邦企業に発注されやすい仕様になるような働きかけをすることをお願いしたい。

5) 円借款と他の ODA ツール（無償資金協力、技術協力）を組み合わせた活用

一般アンタイト条件での円借款案件の日本企業受注確度を高めるために、無償資金協力や技術協力など、JICA のもつ様々な ODA ツールの活用を促進をお願いしたい。例えば、円借款と技術プロジェクトを組み合わせ、特に O&M に関して現地機関の人々のトレーニングを行う等のサポートを行うなど、人材育成、技術移転などの要素を盛り込んだ案件に仕立てることで、これらの協力が不得手な国との差別化を図ることができる。

6) 事業・運営権対応型無償資金協力の枠組みの活用

事業・運営権対応型無償資金協力の枠組を使うなどして、円借款、海外投融資にも繋げるなど、ODA ツールの連関性を活用して官民が連携して PPP プロジェクトの形成を図ることをお願いしたい。

5. 円借款諸制度の改善

1) 円借款手続きの迅速化、簡素化

被援助国側の機関から、円借款は時間が掛かりすぎるので、他の資金を使う、との声を聞く。特に、今後、AIIB、シルクロード基金、BRICS 銀行など新たな援助機関が参入することもあり、より迅速に円借款供与が決定されるようにお願いしたい。迅速化・簡素化が実現されないと、どんなに相手国に有利に裨益する条件であっても、結局は時間軸の観点から使われなくなってしまう。具体的には協力準備調査、F/S、詳細設計の一体化や手続きの簡素化、案件によっては設計と施工を一体化したデザインビルド方式の採用等も含めて検討頂き、入札評価手続きの迅速化をお願いしたい。他方、相手国政府内の承認手続きプロセス（関係省庁の契約書持ち回り確認等）が煩雑なため遅滞する場合には、相手国政府に迅速化の働きかけをお願いしたい。

2) STEP（本邦技術活用条件）円借款の適用拡大

本邦技術の活用が条件である STEP 制度の促進は、日本の優秀な技術の普及による相手国発展への貢献の観点からも重要と考えるので、STEP の対象分野を戦略的に設定すること等により、STEP 円借款制度のさらなる適用拡大をお願いしたい。

3) GNI 等の水準が高い LDC(後発開発途上国)国の STEP 対象国への格上げ

ミャンマー、バングラデシュは一人あたりの GNI（国民総所得）が LDC 水準を超えている。これらの急速に発展している国では本邦技術を理解する土壌があり、本邦企業にとって有用な制度である。LDC を卒業するためには、いくつかの要件を満たす必要があるなど、ハードルがあることは承知しているが、STEP 対象国への格上げの検討をお願いしたい。

4) 新たに導入するサブソブリン円借款の活用促進

相手国側からは地方・州政府、国営企業等のプロジェクトにサブソブリン向け円借款を適用してほしい、との要望が多く出されているので、是非、サブソブリン向けの円借款供与の導入による支援をお願いしたい。特に水分野などでは、主体が地方政府となっているため、このサブソブリン向け円借款の導入は非常に重要である。石炭火力発電では、一部の国では地方政府が事業主体になる場合があるが、州政府は力がないので、地方政府の発展に寄与する協力のためにも本借款は効果的である。インドでは州の経済規模が大きくインフラの需要は旺盛であり、特に電力など大型案件が出てきている。

政府は「“質の高いインフラパートナーシップ” のフォローアップ（平成 27 年 11 月）」で、サブソブリン円借款における新たな対応をすることを発表したが、JICA においても審査・与信管理業務に従事するスタッフの増員や態勢強化を図ることなどを含めて、サブソブリン円借款の活用促進をお願いしたい。

5) 質の高いインフラの施設・設備管理のために施設・設備メンテナンス借款の新設

質の高いインフラを導入した場合、そのメンテナンスが重要である。他方、相手国に十分な予算がないために当該施設・設備の稼働率低下等を招いている場合がある。質（効率・効果）の高い施設・設備維持のため、スペアパーツ等の交換等、施設・設備の適切なメンテナンスができるように、施設・設備のメンテナンスを対象とする借款を新設し、日本企業が受注した案件については相手国の要望によりプロジェクト期間（または 10 年など一定の期間）に渡るメンテナンス費用に円借款を適用することをお願いしたい。

6) セクタープロジェクトローンのさらなる積極的な活用

地方における中小規模の複数以上の案件に、対象を特定せずに包括的に借款を適用できるセクタープロジェクトローンは円借款手続きの迅速化に効果があるのでさらなる適用をお願いしたい。AIIB などがスピーディーな融資を実施することが見込まれる中、競争上か

らも本セクタープロジェクトローン活用の拡大をして将来の需要を先買いして頂きたい。

7) 入札先行型円借款（後付け円借款）の検討

わが国は、所謂「後付円借款」（＝日本企業が入札で選定されることを条件に円借款を適用する）については、OECD 公的輸出信用アレンジメントの通報義務（円借款をコミットした場合、案件入札前の事前通報義務あり）の制約から適用が出来ていない。他方、海外のインフラ開発金融機関の最近の動向、世界のインフラ開発市場における OECD メンバー国以外の台頭など、インフラ開発ファイナンスを取り巻く環境が変化している。

そのような中、ファイナンス付き応札条件の案件の場合で、本邦企業の受注が期待される案件については、本案件について円借款供与を示唆した LOI を JICA が発出できるようにする。さらに本案件を OECD に事前に通報することで、本邦企業が落札した場合には円滑に円借款が供与できるようにお願いしたい。

6. 円借款案件実施段階における課題等

1) 契約前の相手国政府による約束の確実な履行への働きかけ

契約前の相手国政府による入札時条件（土地収用など）の確実な履行をお願いしたい。契約後の住民対応、土地収用等現地固有の問題等については民間企業では対応が難しいので、政府レベルでの交渉、合意形成等の支援をお願いしたい。

また、契約前の税金に関する確実な取り決めと確実な履行のための関係省庁・機関への周知徹底（特に還付方式採用時など）をお願いしたい。

2) 案件実施段階での実施機関の円滑な業務実施

案件履行段階で実施機関の業務が円滑に行われず、それにより受注企業の事業スケジュールが遅滞し、また実施コスト増となる案件があるので、現地 JICA 事務所や現地大使館等を通じて、実施機関への問題解決に向けた働きかけ等をお願いしたい。

7. 相手国政府との国際約束の継続実施

法人所得税の免除、付加価値税（VAT）の免除等、現在本邦企業が得ている免税措置等現在得られているインセンティブは本邦企業の他国との競合との関係でも欠かせないもので、是非、継続することをお願いしたい。現地法に則った事業登録や税制の適用は、煩雑なだけでなく、遵守する日本企業にとっては多額の費用負担となる。無償資金協力と同様に、現地での免税を E/N、G/A 時点で盛り込んで頂きたい。

8. 現地固有の問題等の解決対応等

1) 機材の輸入関税立て替え払いの問題への対応

一部の国ではプロジェクト工事实施に伴って機材を輸入する場合に、一旦輸入関税を仮

払いしなければならない場合がある。本来、実施機関が払うべきにもかかわらず、資金がないので日本企業に立て替え払いを要求され、理屈に合わないことだが工期に影響するので不本意ながら支払っている場合がある。円借款契約に補足確認事項を設定するなど、ルール化して恣意的な要求を排除できるような対応をお願いしたい。

2) 工事契約実施に伴う許認可取得責任分担を明確化

工事契約実施に伴う実施機関とコントラクターの間の許認可取得責任分担を明確化してほしい。現状では多くの許認可がコントラクター責任になっている。しかし大型プロジェクトの実施に習熟していない一部の国では様々な政府機関の許可が必要で、コントラクターが行うと時間がかかることが多い。実施機関が許認可をとるべきものがあるので、内容を整理し入札条件に反映することをお願いしたい。

3) 外国送金に対する恣意的な規制を除去

外国送金に対する恣意的な規制が行われている一部の国では、それを除去するよう当該政府に働きかけてほしい。プロジェクト初期段階で本社から現地に送金し、完工後残った通貨を本邦に逆送金する際に許可が取れない問題が生じている。問題解決に向けて支援をお願いしたい。

9. 投資環境改善（基礎インフラ整備等）等への JICA 支援

通関の透明化、迅速化を JICA 専門家等の支援により実現することをお願いしたい。また、PPP インフラ支援策（VGF、EBF、信用補完スタンドバイ借款等）が受け入れられるような開発途上国の法整備支援をお願いしたい。さらに、環境保護、金融制度等に関する現地法制が整っていない国に対しては、国際的水準の法制度導入の為の引き続きの支援をお願いしたい。

以上